

○電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示（平成十五年経済産業省告示第二百四十九号）  
 第一条関係  
 （傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（算定方法等）

第三条 規則第五十二条の二第一号ニ及び第二号ハの算定方法は、委託契約の相手方が保安管理業務を実施する事業場（委託契約の相手方が法人の場合にあつては、保安業務担当者が担当する事業場）に係るそれぞれの自家用電気工作物を管理する事業場に於いて次表に掲げる換算係数を乗じて得た値（以下この項において「換算値」という。）を合計するものとする。ただし、設備容量が六十四キロボルトアンペア未満の需要設備（非常用予備発電装置を設置するものを除く。以下「小規模高压需要設備」という。）については、当該合計した値から十以内の事業場に係る換算値を控除するものとする。

なお、次表に掲げる換算係数に、次条第二号の二本文の発電所及び同条第九号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）については○・四五、同条第二号の二ただし書及び第四号の発電所については○・二五、同条第七号及び第八号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）については○・六をそれぞれ乗じた数値を換算係数とする。

事業場	発電所 (略)	換算係数 (略)
	出力六百キロワット以上千キロワット未満	
	出力千キロワット以上千五百キロワット未満	一・〇

（換算係数）

第三条 規則第五十二条の二第一号ニ及び第二号ハの算定方法は、委託契約の相手方が保安管理業務を実施する事業場（委託契約の相手方が法人の場合にあつては、保安業務担当者が担当する事業場）に係るそれぞれの発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場に於いて次表に掲げる換算係数を乗じて得た値を合計するものとする。ただし、設備容量が六十四キロボルトアンペア未満の需要設備（非常用予備発電装置を設置するものを除く。以下「小規模高压需要設備」という。）については十件までを当該値から除くものとする。

なお、次条第二号の二本文の発電所及び第九号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）については次表に掲げる換算係数に○・四五を、同条第二号の二ただし書及び第四号の発電所については○・二五を、同条第七号及び第八号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）については○・六をそれぞれ乗じた数値とする。

事業場	発電所 (略)	換算係数 (略)
	出力六百キロワット以上千キロワット未満	
	(新設)	(新設)

	出力千五百キロワット以上二千キロワット未満	一・二
(略)	(略)	(略)

2 (略)

(点検頻度)

第四条 規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。

一〜五 (略)

六 小規模高压需要設備にあつては三月に一回以上。ただし、規則第九十六条第一号ロに規定する登録点検受託法人が点検業務を受託している小規模高压需要設備にあつては六月に一回以上

七 次のイからホまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高い需要設備であつて設備容量が百キロボルトアンペア以下のもの又は低圧受電の需要設備にあつては隔月一回以上

イ〜ホ (略)

八 前号のイからホまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高い設備であつて、低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を有する需要設備又は非常用照明設備、消防設備、昇降機その他非常時に使用する設備への電路以外の低圧電路に漏電遮断機が設置してある需要設備にあつては隔月一回以上

九 第七号に適合する需要設備であつて、次のイからホまでの全ての設備条件に適合するものにあつては三月に一回以上

イ〜ホ (略)

十・十一 (略)

十二 配電線路を管理する事業場にあつては六月に一回以上

	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

2 (略)

(点検頻度)

第四条 規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。

一〜五 (略)

六 小規模高压需要設備にあつては毎年四回(規則第九十六条第一号ロに規定する登録点検受託法人が点検業務を受託している小規模高压需要設備にあつては毎年二回)以上

七 次のイからホまでの設備条件のすべてに適合する信頼性の高い需要設備であつて設備容量が百キロボルトアンペア以下のもの又は低圧受電の需要設備にあつては隔月一回以上

イ〜ホ (略)

八 前号のイからホまでの設備条件のすべてに適合する信頼性の高い設備であつて、低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を有する需要設備又は非常用照明設備、消防設備、昇降機その他非常時に使用する設備への電路以外の低圧電路に漏電遮断機が設置してある需要設備にあつては隔月一回以上

九 第七号に適合する需要設備であつて、次のイからホまでのすべての設備条件に適合するものにあつては三月に一回以上

イ〜ホ (略)

十・十一 (略)

十二 配電線路を管理する事業場にあつては毎年二回以上

改 正 案

(算定方法等)

第三条 規則第五十二条の二第一号ニ及び第二号ハの算定方法は、委託契約の相手方が保安管理業務を実施する事業場（委託契約の相手方が法人の場合にあつては、保安業務担当者が担当する事業場）に係るそれぞれの自家用電気工作物を管理する事業場に応じて次表に掲げる換算係数を乗じて得た値（以下この項において「換算値」という。）を合計するものとする。ただし、設備容量が六十四キロボルトアンペア未満の需要設備（非常用予備発電装置を設置するものを除く。以下「小規模高圧需要設備」という。）については十件までの換算値の合計をこの項本文の規定による合計から除くものとする。

2

前項の表に掲げる換算係数に、次条第二号の二本文の発電所及び同条第九号の需要設備（小規模高圧需要設備を除く。）については〇・四五、同条第二号の二ただし書及び第四号の発電所については〇・二五、同条第七号及び第八号の需要設備（小規模高圧需要設備を除く。）については〇・六をそれぞれ乗じた値を換算係数とする。ただし、同条第四号の発電所であつて、同号イに掲げる設備を有するものについては〇・三三、同号ロに掲げる設備を有するものについては〇・三一、同号ハに掲げる設備を有するものについては〇・三六、同号ニに掲げる設備を有するものについては〇・四二をそれぞれ乗じた値を換算係数とする。

現 行

(算定方法等)

第三条 規則第五十二条の二第一号ニ及び第二号ハの算定方法は、委託契約の相手方が保安管理業務を実施する事業場（委託契約の相手方が法人の場合にあつては、保安業務担当者が担当する事業場）に係るそれぞれの自家用電気工作物を管理する事業場に応じて次表に掲げる換算係数を乗じて得た値（以下この項において「換算値」という。）を合計するものとする。ただし、設備容量が六十四キロボルトアンペア未満の需要設備（非常用予備発電装置を設置するものを除く。以下「小規模高圧需要設備」という。）については、当該合計した値から十以内の事業場に係る換算値を控除するものとする。

なお、次表に掲げる換算係数に、次条第二号の二本文の発電所及び同条第九号の需要設備（小規模高圧需要設備を除く。）については〇・四五、同条第二号の二ただし書及び第四号の発電所については〇・二五、同条第七号及び第八号の需要設備（小規模高圧需要設備を除く。）については〇・六をそれぞれ乗じた数値を換算係数とする。

(新設)

3| (略)

(点検頻度)

第四条 規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。

一 三 (略)

四 太陽電池発電所にあつては六月に一回以上。ただし、当該太陽電池発電所が次に掲げる設備を有する場合の当該設備にあつては、それぞれ次に掲げるとおりとする。

イ 保安上の責任分界点から逆変換装置の系統側接続箇所までの設備(以下「受変電設備」という。)であつて、第六号本文及び第九号に準ずるもの 三月に一回以上

ロ 受変電設備であつて、第六号ただし書に準ずるもの 六月に一回以上

ハ 受変電設備であつて、第七号のイからハまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高いもの又は低圧受電のもの 隔月に一回以上

ニ 受変電設備(イからハまでに掲げるものを除く。) 毎月一回以上

五 十二 (略)

2| (略)

(点検頻度)

第四条 規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。

一 三 (略)

四 太陽電池発電所にあつては毎年二回以上

五 十二 (略)